

議案第 48 号

小田原市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

漁港漁場整備法の一部改正に伴う所要の整備を行うため改正する。

〔内 容〕

1 漁港漁場整備法の題名の改正に伴う規定の整備（別表第 2 関係）

漁港漁場整備法の題名が次のように改められたことに伴い、同法の題名を引用する規定を整備することとする。

改 正 後	改 正 前
漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港漁場整備法

2 小田原漁港地区地区整備計画区域内の建築物の用途に係る規定の整備（別表第 2 関係）

漁港漁場整備法が一部改正され、漁港の機能施設に直売所が加えられたことに伴い、小田原漁港地区地区整備計画区域内における建築物の用途に係る規定について、次のように、直売所が従来どおり水産物等の販売を主とする店舗等（床面積合計 3, 0 0 0 平方メートル以内）に分類されるよう明記することとする。

改 正 後	改 正 前
(1) 漁港の機能施設(直売所を除く。) (2) 水産物等の販売を主とする直売所 その他の店舗又は飲食店(床面積合計 3, 0 0 0 平方メートル以内)	(1) 漁港の機能施設 (2) 水産物等の販売を主とする店舗又は飲食店(床面積合計 3, 0 0 0 平方メートル以内)

〔適用〕

公布の日